

千葉県緑区告示第12号

公 示 送 達 書

国民健康保険料にかかる国民健康保険料通知書を別紙記載の方に送達すべきところ、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により告示します。

これらの書類は千葉県緑区役所市民総合窓口課で保管しておりますので、送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、送達があったものとみなされます。

令和8年9月10日

千葉県緑区長 寺 崎 勝 宣

別紙

氏名	賦課年度	相当年度
中嶋 勝美	R 8	R 8
金子 敏男	R 7	R 6
金子 敏男	R 7	R 7
金子 敏男	R 8	R 8
李 ゆりえ	R 8	R 8
XIAO TONGYUE	R 8	R 8
PARK IN CHUL	R 8	R 8